

<コミュニティセンター使用料>

(単位：円)

区分			現行	改定後※
集会室	午前	午前9時から 正午まで	2,850	2,910
	午後	正午から 午後5時まで	4,750	4,840
	夜間	午後5時から 午後10時まで	4,750	4,840
	全日	午前9時から 午後10時まで	12,340	12,570
和室	午前	午前9時から 正午まで	860	880
	午後	正午から 午後5時まで	1,430	1,460
	夜間	午後5時から 午後10時まで	1,430	1,460
	全日	午前9時から 午後10時まで	3,720	3,790
会議室	午前	午前9時から 正午まで	1,440	1,470
	午後	正午から 午後5時まで	2,410	2,460
	夜間	午後5時から 午後10時まで	2,410	2,460
	全日	午前9時から 午後10時まで	6,250	6,370
実習室	午前	午前9時から 正午まで	1,130	1,150
	午後	正午から 午後5時まで	1,890	1,930
	夜間	午後5時から 午後10時まで	1,890	1,930
	全日	午前9時から 午後10時まで	4,900	4,990

※ 指定管理者制度導入施設のため、改定後の額は条例で定める金額です。このため、実際の使用料については条例で定める金額の範囲内において、市と指定管理者で定めることになります。

お問い合わせ： 地域振興部政策調整課

電話番号： 42-1809